

臨時記者会見
—News Release—



日時 令和8年9月7日（月）
（本会議終了後～）

場所 C棟2階201会議室

◇あいさつ

◇案 件

- 1 令和8年9月氷見市議会定例会補正予算（追加分）の概要について・・・（別冊）
- 2 令和8年8月大雨に伴う上下水道料金の減免について・・・・・・・・・・1

◇出席者

市長、副市長、教育長、政策統括監、企画政策部長、総務部長、市民部長、
産業振興部長、建設部長、教育次長、消防管理監、防災危機管理監、財務課長

（お問合せ先）

氷見市 企画政策部

広報戦略課 情報発信担当

TEL : 0766-74-8012 FAX : 0766-74-0692

令和8年8月大雨に伴う 上下水道料金の減免について

概 要

令和8年8月大雨に伴う住居の床上・床下浸水等により、住宅の清掃等に水道水を使用される利用者の負担軽減を図ることを目的に、上下水道料金の減免を実施します。

日時・場所・内容など

1 減免対象

令和8年8月大雨に伴う床上・床下浸水等により、り災調査を受けた方で、被害が認められた方

2 減免期間

令和8年9月、10月及び11月検針分（8・9・10月使用分）

3 減免内容

前年同期（令和7年8月から10月）の各月の使用分と、直前3か月平均（令和8年5月から7月）の使用分の使用水量を比較して、少ない水量（「実績水量」）を認定水量とし、認定水量を超えた水量分を減免します。

【減免の対象とならない場合】

- ・当該検針月の使用水量が、実績水量より少ない場合
- ・当該検針月の使用水量が、基本水量（1カ月で8立方メートル）の範囲内の場合
- ・水道水以外の使用水量の認定により下水道使用料が算定されている下水道のみの使用の場合

4 減免手続き

減免のための手続きは不要です。

（り災証明書の交付情報を確認して減免を行います。）

お問合せ先

上下水道課

担当者：布尾、表 （電話）0766-74-8208